

政令第二百九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）、第十条第二項第二号及び第三号、第十八条第二項第二号、第十九条の二十一第二項並びに第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、第二十五条の四十八第一項及び第二十五条の五十八第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十四条、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）、第三条第三項（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十一条の五の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）、第七条第四項及び第五項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部

を次のように改正する。

第一条の五中「法第十九条の二十三第一項」を「同号」に改める。

第四条第一項中「廃プラスチック類」を「食物くず」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第四条の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取扱しが完了した後に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

第四条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）

第四条の二第四項中「別表第三」の下に「第一号、第二号、第五号及び第六号」を加え、「その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定め」ところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行う」を「当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずる」に改め、各号を削る。

第九条の二第二号中「油等以外」を「油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外」に改める。

第九条の三中「別表第二の二」を「別表第四」に改める。

第十一条の二中「法」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加え、「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第十一条の九中「第四十三条の六第二項」を「第四十三条の九第二項」に改める。

第十一条の十の表第一号上欄中「第四号」を「第五号」に、「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十一条の十一第一項を削り、同条第二項中「硫黄分の濃度が質量百分率四・五バーセント以下であり、かつ」を削り、同項を同条とする。

第十二条中「第十九条の二十六第一項ただし書」を「第十九条の三十五の四第一項ただし書」に改め、同条ただし書中「法第十九条の二十六第二項本文」を「同条第二項本文」に改める。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

第十二条の二中「第十九条の二十六第二項本文」を「第十九条の三十五の四第二項本文」に改め
る。

第十一條の三中「第十九条の一十六第二項第一号」を「第十九条の三十五の四第二項第一号」に改める。

第十五条中「第十九条の二十六第五項第一号」を「第十九条の三十五の四第五項第一号」に改め。

第十七条の二第一項中「大気の汚染」の下に「地球温暖化」を加え、「第十二条の十一第二項」を「第十二条の十一一」に改める。

別表第二の二を次のように改める。

別表第二の一(第四条 第十一条の十関係)

三

卷之三

別表第三（第四条の二関係）

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第一の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

九 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

(排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的經濟水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げる」を削り、「令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 令別表第三第二号 上欄に掲げる廃棄物	一 令別表第三第三号 上欄に掲げる廃棄物	当該船舶の航行中に排出する
二 令別表第三第四号 上欄に掲げる廃棄物	二 令別表第三第六号 上欄に掲げる廃棄物	イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。
三 令別表第三第七号 上欄に掲げる廃棄物	三 全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出する
四 令別表第三第七号 上欄に掲げる廃棄物	四 全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出する
五 令別表第三第七号 上欄に掲げる廃棄物	五 全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域	当該船舶の航行中に排出する
六 令別表第三第八号 上欄に掲げる廃棄物	六 排出海域は、限定しない。	当該船舶の航行中に排出する

第三条第二項を同条とする。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第一百四十九条第六号及び第一百五十条第三号中「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

(標準的な官職を定める政令の一部改正)

第四条 標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十五の項中「原動機取扱手引書の承認」の下に「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附 則
(施行期日)
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣	野田佳彦
国土交通大臣	羽田雄一郎
環境大臣	長浜博行